

No.	項目	チェック内容	届出者	市
4	建築物の 高さ制限	最高高さ※2 () m ……10m以上の場合、都市計画審議会の了承が必要 ※2 階段室、昇降機塔、装飾塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。	適・否	<input type="checkbox"/>
5	壁面の位置	<input type="checkbox"/> 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は <input type="checkbox"/> 道路側2m以上 <input type="checkbox"/> 隣地側1m以上	適・否	<input type="checkbox"/>
6	建築物の 形態等の 制限	<input type="checkbox"/> 屋根の形状は勾配屋根（片流れ屋根等を除く。）とし、部材・色彩は、和型瓦、わら、檜皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料とし、和型瓦の場合、色は濃灰、もしくは黒等とする。 <input type="checkbox"/> 外壁は、表面がリシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は白、ベージュ、グレー、薄茶等とする。	適・否	<input type="checkbox"/>
7	工作物の 形態等の 制限	<input type="checkbox"/> 塀等は、表面がリシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は白、ベージュ、グレー、薄茶等とする。 <input type="checkbox"/> フェンス、柵、棒状工作物等は、表面が濃茶等で着色されたものとする。 <input type="checkbox"/> 道路に接する擁壁については、石積みもしくはこれと同様の形状となるものとする。また、視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は濃灰等とする。 <input type="checkbox"/> 上記以外の工作物については、濃灰、濃茶等で着色されたものとする。	適・否	<input type="checkbox"/>
8	緑化	<input type="checkbox"/> 緑化面積※3が敷地面積の20%以上である。 <input type="checkbox"/> 郷土種を用いる等、樹種へ配慮し、周辺景観との調和を図る。 ※3 緑化面積の算定は、大和郡山市風致地区条例施行規則に準拠します。	適・否	<input type="checkbox"/>